

## 燕市デマンド交通等に関する国の補助制度について

### 国の補助制度 「地域公共交通確保維持改善事業」

#### ●地域公共交通調査等事業

地域の公共交通の確保・維持・改善に資する調査を支援

⇒平成24年度に補助金の交付決定を受け、アンケート調査やデマンド交通の実証運行等を行い、「燕市公共交通基本計画」を策定



#### ●地域公共交通確保維持事業

存続が危機に瀕している生活交通のネットワークについて、地域のニーズを踏まえた最適な交通手段であるバス交通、デマンド交通等の確保維持のため、地域の多様な関係者による議論を経た地域の交通に関する計画等に基づき実施される取組を支援

循環バス「スワロー号」

デマンド交通「おでかけきららん号」

赤字分に対して、運行事業者へ

1/2補助(上限あり)

この補助制度を受けるには、地域の関係者による議論を経た地域の交通に関する計画が必要

#### ●循環バス「スワロー号」 [＝地域間幹線として位置付け]

地域間幹線系統確保維持計画

⇒新潟県生活交通確保対策協議会が策定

#### ●デマンド交通「おでかけきららん号」

[＝地域内フィーダー(支線)系統として位置付け]

地域内フィーダー系統確保維持計画(別紙計画案参照)

⇒燕市地域公共交通会議が策定

## 地域公共交通確保維持改善事業～生活交通サバイバル戦略～

25年度予算額 333億円  
(対前年度比1.00)

### 地域公共交通確保維持事業

・ 存続が危機に瀕している生活交通のネットワークについて、地域のニーズを踏まえた最適な交通手段であるバス交通、デマンド交通、離島航路・航空路の確保維持のため、地域の多様な関係者による議論を経た地域の交通に関する計画等に基づき実施される取組みを支援

< 効率運行(航)を前提に、事前に算定された収支差を補助。離島航路、離島航空路の島民割引運賃の取組等も補助。 >

○都道府県を主体とした協議会の取組みを支援

： 地域をまたがる幹線バス交通ネットワーク、離島航路・離島航空路の確保・維持 等

○市町村を主体とした協議会の取組みを支援

： 幹線バス交通等幹線交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通等の確保・維持 等

○東日本大震災被災地域における幹線バス交通ネットワーク等の確保・維持の取組について、特例措置により支援(※)



### 地域公共交通バリア解消促進等事業

・ 個別のモードごとの支援から公共交通のバリアフリー化等を一体的に支援する制度

#### バリアフリー化

バス、タクシー、旅客船、  
鉄道駅、旅客  
ターミナルの  
バリアフリー化  
等を支援



#### 利用環境の改善

バリアフリー化されたまちづくりの  
一環として、LRT、BRT、ICカード  
の導入等公共交通  
の利用環境改善  
を支援



#### 地域鉄道の 安全性の向上

地域鉄道の安全性  
向上に資する設備  
整備等を支援

### 地域公共交通 調査等事業

・ 地域の公共交通の確保・維持・改善  
に資する調査支援

・ 地域ぐるみの利用促進に資する取組  
みを支援

・ 東日本大震災被災地域における地域  
内の生活交通の確保・維持のあり方  
について、特例措置により支援(※)

(※)東日本大震災の被災地域におけるバス交通等生活交通の確保・維持のため、復旧・復興対策に係る経費として、復興庁に計上される27億円を含む。

1

## 地域公共交通確保維持事業（陸上交通）の概要

地域特性や実情に応じた地域最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間生活交通のネットワークと当該ネットワークのフィーダーとして高齢者等の生活を支える地域内の一定の生活交通等の運行について一体的に支援する。

### ○地域間幹線系統

・ 地域間幹線バス系統のうち、一定の要件を満たし、赤字が見込まれる系統であって、生活交通ネットワーク計画(※1)に位置付けられたものについて、国が事前算定による予測収支差の1/2を補助

※補助対象事業者：一般乗合旅客自動車運送事業者

主な補助要件(\*補助要件については、適宜適切に見直しを行う。)

- ・ 生活交通ネットワーク計画に記載(都道府県単位)
- ・ 従前の地バス補助の要件緩和  
(距離要件(10km要件)の廃止、複数市町村の判定時点を平成13年3月31日に緩和)
- ・ 事前内定方式(※2)への変更

### ○地域内フィーダー系統

・ 地域間幹線バス系統等と密接な地域内のフィーダー路線のうち、過疎地域等の移動の確保に資するなど一定の要件を満たし、赤字が見込まれる系統であって、生活交通ネットワーク計画(※1)に位置付けられたものについて、国が事前算定による予測収支差の1/2を補助

※補助対象事業者：一般乗合旅客自動車運送事業者  
自家用有償旅客運送者

主な補助要件(\*補助要件については、適宜適切に見直しを行う。)

- ・ 補助対象地域間幹線バス系統のフィーダー系統など過疎地域をはじめとする交通不便地域の移動確保を目的とするもの
- ・ 生活交通ネットワーク計画に記載(市町村単位)
- ・ バス停共有等により幹線交通と接続しているもの
- ・ 新たに運行を開始、又は新規に地方公共団体が支援を開始する系統

#### 補助の上限

- ・ 地域内生活交通への補助総額は、地域間生活交通への補助総額の50%以内
- ・ 各市町村ごとの補助額は、上記総額の範囲内で、市町村ごとの状況に応じて設定される想定上限額の範囲内で実費を補助

(※1) 生活交通ネットワーク計画：地域の協議会の議論を経て策定される補助対象ネットワーク交通等に関する計画

(※2) 事前内定方式：国は事業開始前に事業内容の妥当性(標準的な経費等)を確認して補助額をあらかじめ内定

3

2



生活交通ネットワーク計画（案）  
（地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係）

平成25年6月 日

（名 称）燕市地域公共交通会議  
（代表者名）会長 燕市長 鈴木 力 印

0. 生活交通ネットワーク計画の名称

平成25年度（平成26年度）燕市地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

平成18年3月20日に、旧燕市、吉田町、分水町の3市町が合併して面積110.94k㎡の燕市が誕生しました。

地勢は平坦地が大半で、可住地面積割合は県平均35.6%に対して燕市は93.8%と県内市町村では最も高く、市街地や集落が市内一円に広く分散しています。

人口は、国勢調査によると平成12年の約84,300人をピークに減少に転じ、平成22年には82,000人を割り込み、10年間で約3%減少している一方で、平成22年の高齢化率は25%に達し、全国平均を上回って高齢化が進行しています。

燕市においては、新潟市等へ通じるJR越後線と三条市等へ通じるJR弥彦線が交差し、市内外を結ぶ幹線的な公共交通機関となっており、路線バスは鉄道網の空白部分を埋めるように2社のバスが乗り入れています。

しかし、市内各駅の鉄道乗車人員、路線バスの利用者は、いずれも概ね減少傾向で推移しています。

一方、市では、合併前から旧市町で運行していた各地区内を巡る巡回バス8路線を合併後も引き続き運行してきました。

加えて、合併を機に、平成19年10月から市内の総合病院や駅などを結んで市全域を縦貫する循環バス「スワロー号」の運行を開始しました。

循環バス「スワロー号」の利用者は徐々に増えているものの、地区内巡回バスの利用者は年々減少し続け、平成18年度には年間5万人以上いた利用者は、その後5年間で半数近くまで減少していました。

地区内巡回バスに関しては、便数が1日2往復と少ないこと、バス停が近くにないこと、各町内や集落を細かく網羅しているため、目的地までの乗車時間が冗長であることなどの問題点を抱えていました。

このため、利用者の減少に歯止めがかからない地区内巡回バス8路線全線を廃止し、これに代わって鉄道や路線バスの空白区域を移動するフィーダー（支線）的な公共交通として、地域公共交通確保維持事業を活用して、市内一円をエリアとするデマンド交通を新たに運行することで住民の生活交通手段を確保していくことが必要です。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

デマンド交通の1日当たり平均利用者数を次のとおりとします。

平成25年度（H25.4～H25.9） 110人以上（年換算27,000人以上）

平成26年度（H25.10～H26.9） 123人以上（年換算30,000人以上）

〔参考値〕平成24年度地区内巡回バス年間利用者数 98.6人（年間26,278人）

<p><b>(2) 事業の効果</b></p>
<p>デマンド交通を新たに運行することにより、利用者が減少していた地区内巡回バスに代わる交通体系を確立し、高齢者をはじめとする市民の通院・通学や買い物などの生活活動を支えるとともに、公共交通空白地域の解消を図ります。</p>
<p><b>3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者</b></p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付  燕市地域内フィーダー系統確保維持計画補足資料（別紙1）を添付</p>
<p><b>4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</b></p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付</p>
<p><b>5. 別表4の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>(該当なし)</p>
<p><b>6. 別表4の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>(該当なし)</p>
<p><b>7. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】</b></p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付</p>
<p><b>8. 車両の取得に係る目的・必要性【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
<p>(該当なし)</p>
<p><b>9. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>(該当なし)</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>(該当なし)</p>
<p><b>10. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
<p>(該当なし)</p>

## 1 1. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成 24 年 4 月 27 日（平成 24 年度第 1 回） 地域公共交通調査事業の申請について承認
- ・平成 24 年 8 月 23 日（平成 24 年度第 2 回） デマンド交通の運行開始、循環バス路線の路線変更について承認
- ・平成 24 年 11 月 9 日（平成 24 年度第 3 回） 地区内巡回バスの廃止について承認、燕市公共交通基本計画（案）について協議
- ・平成 25 年 3 月 26 日（平成 24 年度第 4 回） デマンド交通の実証運行結果について報告、燕市公共交通基本計画について承認
- ・平成 25 年 6 月 24 日（平成 25 年度第 1 回） デマンド交通及び循環バス（路線変更後）の利用状況について報告、燕市地域内フィーダー系統確保維持計画について承認

## 1 2. 利用者等の意見の反映

循環バス・地区内巡回バスの見直しに向けて、平成 23 年 9 月に住民アンケート調査を実施しました。（配付数 1,055 件、回収数 602 件、回収率 57%）

平成 24 年 7 月に通学方法に関する高校生アンケート調査を実施し、これに基づきデマンド交通に通学時間帯の便を設けました。（配付数 374 件、回収数 299 件、回収率 80%）

同年 8 月に公共交通全般に関する住民アンケート調査を実施しました。（配付数 3,000 件、回収数 1,230 件、回収率 41%）

同年 11 月から翌年 3 月にかけて、市内各地で新しい公共交通システムに関する説明会を開催し、意向把握した内容に基づき、循環バスの路線変更やデマンド交通の実証運行に反映しました。（開催回数 70 回、住民参加人数延べ 1,576 人）

平成 24 年 12 月から翌年 1 月にかけて、本計画の上位計画に位置付けている「燕市公共交通基本計画」の策定に向けてパブリックコメントを実施しました。（寄せられた意見なし）

平成 25 年 2 月のデマンド交通の実証運行中にデマンド交通と地区内巡回バスそれぞれの利用者にヒアリング調査を実施し、満足度や意見・要望を聴取しました。

## 1 3. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	新潟県三条地域振興局企画振興部長
関係市区町村	燕市長
交通事業者・交通施設管理者等	東日本旅客鉄道株式会社燕三条駅長、公益社団法人新潟県バス協会事務局長、新潟交通観光バス株式会社常務取締役、越後交通株式会社三条営業所長、越佐観光バス株式会社代表取締役、株式会社燕タクシー代表取締役、新潟県燕警察署長、燕市都市整備部長
地方運輸局	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局首席運輸企画専門官
その他協議会が必要と認める者	住民代表、独立行政法人労働者健康福祉機構燕労災病院事務局長、新潟県立吉田病院事務局長、日本労働組合総連合会新潟県連合会県央地域協議会事務局長、燕市企画財政部長、燕市商工観光部長、燕市健康福祉部長、燕市教育委員会教育次長

### 【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）新潟県燕市吉田西太田 1934 番地

（所 属）燕市市民生活部生活環境課

（氏 名）杉本 俊哉

（電 話）0256-77-8162

（e-mail）kankyo@city.tsubame.niigata.jp

## 燕市地域内フィーダー系統確保維持計画 補足資料

## 1. デマンド交通の時刻表

## (1) 時刻表

右記のとおり（概ね1時間おき）

## (2) 運行日

月曜日～金曜日

※祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は運行しません。

## ■時刻表

西エリア	東エリア
★ 7:00	★ 7:00
8:00	8:00
9:00	9:00
10:00	10:00
11:00	11:00
12:00	12:00
—	—
14:00	14:00
15:00	15:00
★ 16:00	★ 16:00
★ 17:00	★ 17:00

「★」印の便は通学併用便<sup>※1</sup>

※1：通学併用便

・高校生等が乗車し市内全域から直接乗り換えることなく、高等学校等へ通学できる便

## 2. 運行事業者決定の経緯

## (1) 運行事業者

燕市内に本社または営業所を置く事業者5社を選定

## (2) 運行台数

事業者5社 × 各1台 = 5台

## 3. 運行予定期間

平成25年4月1日から

## 4. 既存交通や地域間交通との関係や整合性

燕市では、JR越後線とJR弥彦線の2つの鉄道路線が交差し、その駅を発着または経由する2社のバス路線が運行しています。

また、市では、平成18年3月の市町合併前から旧市町のエリア単位で運行していた巡回バスを合併後も引き続き運行するとともに、平成19年10月からは旧市町エリアを越えて市内の主要駅や総合病院等を結ぶ燕市循環バス「スワロー号」（地域間幹線系統）の運行を開始しました。

巡回バスについては、他の公共交道路線の空白域を補完する唯一の公共交通機関ですが、合併後5年間で利用者がほぼ半減するなど、利用者の減少に歯止めがかからないため、これに代わる新たな公共交通手段として、既存の鉄道、路線バス、循環バスではカバーしきれない交通不便地域の解消のため、フルデマンド方式のデマンド交通を運行するものです。